

石川県公報

令和8年4月17日(金曜日)

号 外

(第28号)

目 次

公 告				
○石川県規則第17号の公布公告	(人事・組織経営課)	1	○石川県規則第20号の公布公告	(財政課) 2
○石川県規則第18号の公布公告	(同)	2	○石川県訓令第6号の公表公告	(人事・組織経営課) 5
○石川県規則第19号の公布公告	(同)	2	○石川県訓令第7号の公表公告	(同) 13

公 告

石川県規則第17号の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第3条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部人事・組織経営課の執務室前に掲示して公布した。

令和8年4月17日

石川県知事 山 野 之 義

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

石川県知事 山 野 之 義

石川県規則第十七号

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

石川県技能労務職員の給与に関する規則(昭和二十五年石川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表第五中備考以外の部分を次のように改める。

級 別 資 格 基 準 表

職 種	学歴免許等		職 務 の 級				
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
技能職員	高校卒	必要経験年数	0	6	別に定め る。	別に定め る。	別に定め る。
労務職員(甲)	中学卒	必要経験年数	0	別に定め る。	別に定め る。	別に定め る。	別に定め る。
労務職員(乙)	中学卒	必要経験年数	0	別に定め る。	別に定め る。	別に定め る。	別に定め る。

別表第五備考第四項を削る。

別表第六備考第三項ただし書及び同項各号を削り、同表備考第四項中「本表にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮して」とを削り、「その者の初任給の号給を決定するものとする」と「部内の他の職員との均衡を考慮して定める号給が、本表の初任給欄の号給として定められているものとして取り扱うことができる」に改め、同表備考第四項から第七項までを削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

石川県規則第18号の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第3条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部人事・組織経営課の執務室前に掲示して公布した。

令和8年4月17日

石川県知事 山 野 之 義

石川県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

石川県知事 山 野 之 義

石川県規則第十八号

石川県事務委任規則の一部を改正する規則

石川県事務委任規則(昭和三十五年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二保健所長の項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)

1 第二十条の五第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

石川県規則第19号の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第3条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部人事・組織経営課の執務室前に掲示して公布した。

令和8年4月17日

石川県知事 山 野 之 義

知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

石川県知事 山 野 之 義

石川県規則第十九号

知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則(令和四年石川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「第一順位 副知事徳田博」を「第一順位 副知事酒井雅洋」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

石川県規則第20号の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第3条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部財政課の執務室前に掲示して公布した。

令和8年4月17日

石川県知事 山 野 之 義

石川県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

石川県知事 山 野 之 義

石川県規則第二十号

石川県財務規則の一部を改正する規則

石川県財務規則(昭和三十八年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式目次中「別記様式第十二号(乙) 納入通知書」を「別記様式第十二号(乙) 納入通知書」に改
め。別記様式第十二号(丙) 納入通知書

第三十九条中「又は別記様式第十二号(乙)」を「別記様式第十二号(乙) 又は別記様式第十二号(丙)」
に改める。

第百三十二条第一号中「百万円」を「二百万円」に、「百五十万円」を「二百五十万円」に改める。

第百三十六条第六号中「指命競争入札」を「指名競争入札」に、「百万円」を「二百万円」に改める。

別表第四歳出の表使用料及び貸借料の部中「貯蓄掛上率」の次に「評定額使用率」を加え、同表備品購
入費の部中「及び超過が10万円を越えなごもの」を削る。

別記様式第十二号(乙) の次に次の様式を加える。

別記様式第12号 (丙)

006 ㉔

収納済通知書

石川県公金 (税外) ㉕

加入者名	口座番号	納付金額	納付区分
収納機関番号	納付番号	確認番号	

発行機関	発行年月日	納付理由	納期限	領収印
------	-------	------	-----	-----

収入区分	所属	年度	会計	予算種別	調定番号	内訳番号
款	項目	事業	節・附記	略科目	経費負担所属	CD

納付者	住所	氏名
-----	----	----

上記の金額を収納しました。

様

取りまとめ店

(石川県保管)

eL-QR

㉖

納付書

石川県公金 (税外)

加入者名	口座番号	納付区分
収入区分	所属	会計
年度	予算種別	
納付番号		
確認番号		
納付金額		
発行機関		
納付理由		
納期限		
納付者	住所	氏名

上記の金額を納付します。

様

認 印

(金融機関保管)

㉗

納入通知書 兼 領収証書

石川県公金 (税外)

様

加入者名	口座番号	納付番号	確認番号	納付区分
------	------	------	------	------

収入区分	所属	年度	会計	予算種別	調定番号	内訳番号
款	項目	事業	節・附記	略科目	経費負担所属	CD

発行機関	納付金額	納期限	納付理由	発行年月日
------	------	-----	------	-------

上記金額を納期限迄に納付してください。

(納付者保管 / 収入印紙不要)

備考 納入通知書の余白に納付可能な金融機関、納付可能なペイアブリ等、納付可能なクレジットカードの情報を記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別記様式目次及び第三十九条の改正規定並びに別記様式第十二号(乙)の次に一様式を加える改正規定は、同年九月二十四日から施行する。

(契約保証金に関する経過措置)

2 改正後の第百二十六条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結する契約に係る契約保証金の免除について適用し、施行日前に締結した契約に係る契約保証金の免除については、なお従前の例による。

(歳出予算に関する経過措置)

3 改正後の別表第四の規定は、施行日以後の歳出予算について適用し、施行日前の歳出予算については、なお従前の例による。

石川県訓令第6号の公表公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部人事・組織経営課の執務室前に掲示して公表した。

令和8年4月17日

石川県知事 山 野 之 義

石川県訓令第6号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県処務規程(昭和33年石川県訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

石川県知事 山 野 之 義

第82条第3項中 「身分証明書
職員き章 再交付申請書(別記様式第二十九号の三)を所屬長を経由して」を「別に

定めるものにより」に、「提出」を「申請」に改める。

別表第1第1号の表部長専決事項の欄第3号4中「承認」の下に「及び同条第1項の部分休業簿の受理」を加え、同欄中第21号を第22号とし、第8号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

八 公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)

- 1 第六条の規定による公益信託認可
- 2 第二十九条第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表
- 3 第二十九条第三項の規定による命令及び同条第四項の規定による公示
- 4 第三十条第一項及び第二項の規定による公益信託認可の取消し

別表第1第1号の表課長専決事項の欄第5号4中「承認」の下に「及び同条第1項の部分休業簿の受理」を加え、同欄中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

十 公益信託に関する法律

- 1 第十条(第十二条第六項、第二十二條第七項及び附則第十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取
- 2 第十一条(第十二条第六項及び第二十二條第七項において準用する場合を含む。)の規定による公示
- 3 第十二条第一項の規定による変更等の認可
- 4 第十四条第二項の規定による公示
- 5 第十五条第二項の規定による公示
- 6 第二十一条第二項の規定による公表
- 7 第二十二條第一項の規定による公益信託の併合等の認可

- 4 第九十九条第三項(第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人等の解散の認可
- 5 第二百二十六条第三項(第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人等の合併の認可
- 6 第三百三十三条第一項(第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による措置命令
- 7 第三百三十三条第十項(第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による役員又は評議員の解任の勧告
- 8 第三百三十四条第一項(第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による収益事業の停止命令
- 四 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号。子育て支援担当の所管に属する事項を除く。)
 - 1 第十二条第二号から第四号まで(第十六条において準用する場合を含む。)の規定による収容定員の是正命令、予算の変更の勧告及び役員又は評議員の解職の勧告
- 五 地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)
 - 1 第二十二條第一項の規定による業務方法書の認可
 - 2 第二十二條第一項の規定による料金の上限の認可
 - 3 第二十五條第一項の規定による中期目標の指示
 - 4 第二十六條第一項の規定による中期計画の認可
 - 5 第二十六條第三項の規定による中期計画の変更命令
 - 6 第三十六條の規定による会計監査人の選任
 - 7 第三十九條の規定による会計監査人の解任
 - 8 第四十一條第一項ただし書の規定による短期借入金の借入の認可
 - 9 第四十一條第二項ただし書の規定による短期借入金の借換の認可
 - 10 第四十二條の二第一項から第三項までの規定による出資等に係る不要財産の納付等の認可
 - 11 第四十四條第一項の規定による重要な財産の譲渡及び担保提供の認可
 - 12 第二百二十二條第一項の規定による不正行為

- 取
- 6 第二百五十二条の三十九第九項(第二百五十二条の四十第四項、第二百五十二条の四十一第四項、第二百五十二条の四十二第四項及び第二百五十二条の四十三第三項において準用する場合を含む。)の規定による個別外部監査契約の締結に関する告示
- 7 第二百五十二条の三十九第十一項(第二百五十二条の四十第四項、第二百五十二条の四十一第四項、第二百五十二条の四十二第四項及び第二百五十二条の四十三第三項において準用する場合を含む。)の規定による個別外部監査契約の締結に関する議会への報告
- 二 宗教法人法
 - 1 第十二條第一項の規定による宗教法人の規則の認証
 - 2 第二十六條第一項の規定による宗教法人の規則の変更の認証
 - 3 第三十三條第一項の規定による宗教法人の合併の認証
 - 4 第四十四條第一項の規定による宗教法人の任意解散の認証
- 四 私立学校法(子育て支援担当の所管に属する事項を除く。)
 - 1 第八條第三項(第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人等の寄附行為の変更の認可
 - 2 第三十六條第一項(第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による報告徴収及び立入検査
- 五 地方独立行政法人法
 - 1 第十四條第五項の規定による副理事長及び理事の任命の届出の受理
 - 2 第十七條第四項の規定による副理事長又は理事の解任の届出の受理
 - 3 第二十七條第一項の規定による年度計画の届出の受理
 - 4 第三十四條第一項の規定による財務諸表の承認
 - 5 第四十條第三項の規定による利益の残余の処理の承認
 - 6 第四十條第四項の規定による積立金の処理の承認
 - 7 第四十五條の規定による規程の届出の受理
 - 8 第五十六條第一項において準用する第四十八條第二項の規定による役員報酬等の支給の

<p>若しくは違法行為等の是正命令又は業務運営の改善命令</p> <p>13 第二百二十二条第二項の規定による違法行為等の是正措置に係る報告の受理</p>	<p>基準の届出の受理</p> <p>9 第五十六条第一項において準用する第四十九条第一項の規定による報酬等の支給の基準の通知</p> <p>10 第五十七条第二項の規定による職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準の届出の受理</p> <p>11 第七十六条において読み替えて準用する第十四条第五項の規定による学長を別に任命する大学の学長の任命の届出の受理</p> <p>12 第七十六条において読み替えて準用する第十七条第四項の規定による学長を別に任命する大学の学長の解任の届出の受理</p> <p>13 第二百一十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>
---	--

別表第1第2号の表管財課長専決事項の欄第1号1中「十万円」を「二十万円」に改め、同表税務課長専決事項の欄第1号中11から13までを削り、同号14中「第七十七条の十九第一項」を「第六十六条第一項」に改め、「〇種別割」を削り、同号中14を11とし、15を12とし、16を13とし、17から23までを削り、同欄第3号3中「〇種別割」を削り、同号中4及び5を削り、同号6中「第四百四十四条の二」を「第二百二十五条」に改め、「〇種別割」を削り、同号中6を4とし、同号7中「第四百四十四条の十一第一項」を「第四百四十四条第一項」に改め、「〇種別割」を削り、同号中7を5とし、同号8中「第四百四十四条の十一第一項」を「第四百四十四条の二第一項」に改め、「〇種別割」を削り、同号中8を6とし、9を7とし、同表総務部長専決事項の県庁デジタル推進課の欄第1号1中「県統計調査」を「第三条の規定による県統計調査」に改め、同号2中「調査票情報」を「第九条の規定による調査票情報」に改め、同表県庁デジタル推進課長専決事項の欄第2号を次のように改める。

1 石川県統計調査条例

- 1 第四条第一項の規定による報告の徴収
- 2 第五条第一項の規定による統計調査員の任命
- 3 第六条第一項の規定による立入検査
- 4 第七条の規定による県統計調査の結果の公表
- 5 第八条の規定による調査票情報の二次利用
- 6 第九条の規定による調査票情報の提供（石川県統計調査条例施行規則第六条第四号に掲げる者に提供する場合を除く。）

別表第1第2号の表危機管理部長専決事項の危機対策課の欄第1号1及び2を次のように改める。

- 1 第四条第三項の規定による金銭の支給による救助の実施
- 2 第十二条の規定による扶助金の支給

別表第1第2号の表能登半島地震復旧・復興推進部長専決事項の欄第1号1中「金銭」を「第四条第三項の規定による金銭」に改め、同表健康福祉部長専決事項の長寿社会課の欄第3号中15を削り、16を15とし、17から21までを16から20までとし、22を削り、23を21とし、24から28までを22から26までとし、29を削り、同号30中「第九十五条」を「第九十五条第一項」に改め、同号中30を27とし、31から39までを28から36までとし、40を削り、同号41中「第九十九条」を「第九十九条第一項」に改め、同号中41を37とし、42から55までを38から51までとし、56から58までを削り、59を52とし、60を53とし、その次に次のように加える。

- 54 第九十五条の三十六第一項の規定による指定調査機関の指定

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の長寿社会課の欄第3号中61を削り、62を55とし、63を56とし、64を削り、同表長寿社会課長専決事項の欄第2号に次のように加える。

- 7 第七十条の二第一項（第九十五条の十一において準用する場合を含む。）の規定による指定居宅サービス事業者の指定の有効期間の更新

- 8 第八十六条の二第二項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の有効期間の更新
- 9 第九十四条の二第二項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の有効期間の更新
- 10 第九十五条第一項の規定による介護老人保健施設の管理者の承認
- 11 第百八条第一項の規定による介護医療院の開設の許可の有効期間の更新
- 12 第百九条第一項の規定による介護医療院の管理者の承認
- 13 第百十五条の三十五第二項の規定による介護サービス情報の報告内容の公表
- 14 第百十五条の三十五第三項の規定による介護サービス情報の調査
- 15 第百十五条の四十四の二第一項の規定による介護サービス事業者経営情報の調査、分析及びその内容の公表

別表第 1 第 2 号の表障害福祉部専決事項の障害保健福祉課の欄第 6 号中 5 を削り、6 を 5 とし、7 から 16 までを 6 から 15 までとし、17 を削り、18 を 16 とし、19 から 43 までを 17 から 41 までとし、同表障害保健福祉課長専決事項の欄第 8 号 5 中「及び第二項、第二十九条の二第一項並びに第三十八条の六第一項」を削り、「診療命令」の下に「(金沢市に関する第二十一条の規定による申請及び第二十三条の規定による通報並びに第二十四条から第二十六条の三までの規定による通報又は届出に係るものに限る。)」を加え、同号中 26 を 27 とし、25 を 26 とし、同号 24 中「又は」を「」に改め、「質問」の下に「又は精神保健指定区に対する診療命令」を加え、同号中 24 を 25 とし、6 から 23 までを 7 から 24 までとし、5 の次に次のように加える。

- 6 金沢市に関する第二十七条第二項の規定による精神保健指定区に対する診療命令

別表第 1 第 2 号の表障害保健福祉課長専決事項の欄第 9 号中 29 を 31 とし、10 から 28 までを 12 から 30 までとし、9 を 11 とし、その前に次のように加える。

- 10 第五十一条の二十一第一項の規定による指定一般相談支援事業者の指定の更新

別表第 1 第 2 号の表障害保健福祉課長専決事項の欄第 9 号中 8 を 9 とし、4 から 7 までを 5 から 8 までとし、3 の次に次のように加える。

- 4 第四十一条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者等の指定の有効期間の更新

別表第 1 第 2 号の表医療支援課長専決事項の欄第 7 号 4 中「第八十二条の二第六項」を「第八十二条の二第七項」に改め、同表健康福祉部長専決事項の子育て支援課の欄第 2 号 1 中「第十三条第三項第一号」を「第十三条第三項第二号」に改め、同欄第 5 号及び第 6 号を次のように改める。

五 私立学校法 (子育て支援担当の所管に属する事項に限る。)

- 1 第十九条第二項の規定による学校法人の行う収益事業の決定
- 2 第二十四条第一項の規定による学校法人の善附行為の認可
- 3 第二十五条第一項の規定による学校法人の善附行為の補充の決定
- 4 第百九条第三項の規定による学校法人の解散の認可
- 5 第百二十六条第三項の規定による学校法人の合併の認可
- 6 第百三十三条第一項の規定による措置命令
- 7 第百三十三条第十項の規定による役員又は評議員の解任の勧告
- 8 第百三十四条第一項の規定による収益事業の停止命令

六 私立学校振興助成法 (子育て支援担当の所管に属する事項に限る。)

- 1 第十二条第二号から第四号までの規定による収容定員の是正命令、予算の変更の勧告及び役員又は評議員の解職の勧告

別表第 1 第 2 号の表子育て支援課長専決事項の欄第 7 号 1 中「学校法人」を「第百八条第三項の規定による学校法人」に改め、同号 2 中「学校法人に対する」を「第百二十六条第一項の規定による」に改め、同表経済支援課長専決事項の欄第 3 号 1 中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同欄第 8 号 2 中「第十条」を「第九条」に、「設定」を「設定等」に改め、同号 3 中「第十五条」を「第十五条第三項」に改め、同表農林水産部長専決事項の農業基盤課の欄第 1 号中 1 及び 2 を削り、3 を 1 とし、4 から 8 までを削り、9 を 2 とし、10 から 12 までを削り、13 を 3 とし、14 から 20 までを 4 から 10 までとし、21 を 11 とし、その次に次のように加える。

- 12 第八十九条の二第一項の規定による換地計画の決定

別表第 1 第 2 号の表農林水産部長専決事項の農業基盤課の欄第 1 号中 22 から 30 までを削り、31 を 13 とし、

32を14とし、33を15とし、回欄中第7号を削り、第8号を第7号とし、同表農業基礎課長専決事項の欄第1号を次のように改める。

一 土地改良法

- 1 第八条第一項(第四十八条第九項、第八十四条、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による土地改良事業計画及び定款の適否の決定
- 2 第九条第二項(第四十八条第九項、第五十二条の三第二項(第九十六条において準用する場合を含む。)、第八十四条、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による異議の申出に対する決定
- 3 第三十条第二項の規定による土地改良区の定款の変更の認可
- 4 第三十六条第九項の規定による特定受益者に対する経費の徴収の認可
- 5 第三十九条第五項の規定による土地改良区の滞納処分の認可
- 6 第四十八条第一項の規定による土地改良区の土地改良事業の施行、計画の変更及び廃止の認可
- 7 第四十九条第一項の規定による急施の場合の土地改良区の土地改良事業の施行の認可
- 8 第五十二条の四第一項(第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)の規定による換地計画の認可
- 9 第五十三条の四第一項(第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)の規定による換地計画の軽微な変更の認可
- 10 第五十三条の四第二項(第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)の規定による換地計画の変更に対する適否の決定及び通知並びに認可
- 11 第五十七条の二第一項及び第三項(第九十六条の四において準用する場合を含む。)の規定による管理規程の認可及び変更又は廃止の認可(第九十六条の四において準用する場合は、協議)
- 12 第八十六条第二項の規定による国営土地改良事業の適否の決定に係る事前協議
- 13 第八十七条の二第七項の規定による国営土地改良事業の計画の決定に係る事前協議
- 14 第八十八条第一項の規定による土地改良事業計画の変更等の決定
- 15 第八十八条第十四項において準用する第八十七条の二第七項の規定による国営土地改良事業の計画の変更に係る事前協議
- 16 第八十八条第十六項の規定による土地改良事業計画の変更等の決定
- 17 第八十八条第十九項の規定による緊急耐震工事計画の変更等の決定
- 18 第九十五条第一項及び第九十五条の二第一項の規定による土地改良事業の施行、計画の変更及び廃止の認可
- 19 第九十八条第六項の規定による審査の申立てに対する裁決
- 20 第九十八条第八項、第九十九条第一項、第一百条第一項及び第一百条の二第一項の規定による交換分合計画の認可
- 21 第九十九条第八項(第一百条第二項及び第一百条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による異議の申出に対する決定
- 22 第二百二十二条第二項の規定による公告後の土地の形質変更等の許可
- 23 第二百五十五条の規定による都市計画審議会等の意見の聴取

別表第1第2号の~~水産部~~農業基礎課長専決事項の欄第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

七 石川県土地改良財産の管理及び処分に関する規則(昭和四十二年石川県規則第二十三号)

- 1 第八条の規定による受託財産が滅失し、又は損傷した場合の報告の受理
- 2 第十四条の規定による土地改良財産の譲与

別表第1第2号の~~水産部~~水産部課長専決事項の~~森林管理課~~の欄第8号中1から3までを削り、4を1とし、5を2とし、6を削り、7を3とし、回欄中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同表~~森林管理課~~課長専決事項の欄第6号中1を5とし、その前に次のように加える。

- 1 第五条第一項の規定による改善措置計画の認定
- 2 第六条第一項の規定による改善措置計画の変更の認定
- 3 第六条第二項の規定による認定計画の取消し

4 第二十条第一項の規定による事業計画書等の認可

別表第1第2号の表森林管理課長専決事項の欄中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

七 木材の安定供給の確保に関する特別措置法 (平成八年法律第四十七号)

- 1 第四条第一項の規定による木材安定供給確保事業に関する事業計画の認定
- 2 第五条第一項の規定による認定事業計画の変更の認定
- 3 第五条第二項の規定による認定事業計画の取消し

別表第1第2号の表競馬事業司長専決事項の競馬総務課の欄に次の1号を加える。

四 金沢競馬場管理規則 (昭和六十一年石川県規則第五十四号)

- 1 第四条第一項の規定による施設の貸付けの承認 (新規の貸付け及び承認に係る事項の変更 (施設の場所の変更を伴わずに貸付面積を減ずる場合を除く。)に係るものに限る。)

別表第1第2号の表競馬総務課長専決事項の欄に次の2号を加える。

一 金沢競馬場厩舎及び宿舎管理規則 (昭和四十七年石川県規則第二十八号)

- 1 第十一条の規定による厩舎等の貸付けの承認

二 金沢競馬場管理規則

- 1 第四条第一項の規定による施設の貸付けの承認 (貸付期間の更新及び承認に係る事項の変更 (施設の場所の変更を伴わずに貸付面積を減ずる場合に限る。)に係るものに限る。)

別表第1第2号の表競馬事業司長専決事項の競馬総務課長の欄第3号3中「第二十三条第二項」を「第二十三条第三項」に改め、同号4中「第二十三条第三項及び第四項」を「第二十三条第四項及び第五項」に、「出走申込み」を「出走の申込み」に改め、同号5中「第二十三条第五項ただし書」を「第二十三条第六項ただし書」に改め、同号6中「第二十五条第二項」を「第二十五条第三項」に、「騎乗申込み」を「騎乗の申込み」に改める。

別表第1第2号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄中第23号を第24号とし、第20号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第19号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同号中8を削り、7を8とし、同号6中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同号中6を7とし、同号5中「第九十七条第一項及び第二項」を「第九十七条」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「又は措置命令」を「措置命令又は協力の要請」に改め、同号中5を6とし、4を5とし、3を4とし、同号2中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同号中2を3とし、同号1中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同号中1を2とし、その前に次のように加える。

- 1 第四条の二第一項から第四項まで、第六項及び第七項の規定による助言等、勧告、あつせん等の措置、公表、情報提供の要求又は立入検査等

別表第1第2号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄第19号9中「第百二十条第一項」を「第百二十二条第一項」に、「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改め、同号11を次のように改める。

- 11 第百六十条の規定によるマンション等売却事業に関する勧告等、措置命令又は協力の要請

別表第1第2号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄第19号12中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改め、同号中16を20とし、同号15中「第二百十三条第一項及び第二項」を「第二百十三条」に、「又は措置命令」を「措置命令又は協力の要請」に改め、同号中15を19とし、14を18とし、13を17とし、12の次に次のように加える。

- 13 第百六十二条の六第一項の規定によるマンション除却組合の設立の認可
- 14 第百六十二条の三十四第一項後段の規定による補償金支払計画の認可
- 15 第百六十二条の五十二の規定によるマンション除却事業に関する勧告等、措置命令又は協力の要請
- 16 第百六十二条の五十三第三項及び第四項の規定によるマンション除却組合に対する措置命令又は設立の認可の取消し

別表第1第2号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄中第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

十九 マンションの管理の適正化の推進に関する法律 (平成十二年法律第四百十九号)

- 1 第三条の二第二項の規定によるマンション管理適正化推進計画の作成
- 2 第五条の八の規定による支援法人に対する報告の徴収、改善命令又は支援法人の登録の取消し
- 3 第五条の十九の規定による改善命令
- 4 第五条の二十の規定による認定の取消し又は通知

別添第1第2号の対価算出表欄知事決事案の欄第21号及び第22号を次のように改める。

二十一 マンションの管理の適正化の推進に関する法律

- 1 第五条の二第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定による管理組合の管理者等に対する助言等、勧告、あつせん等の措置、情報提供の要求又は立入検査等
- 2 第五条の二の二の規定による地方裁判所に対する命令の請求
- 3 第五条の三第一項の規定による支援法人の登録
- 4 第五条の三第四項の規定による支援法人の登録事項の変更の届出の受理
- 5 第五条の五の規定による支援法人に対する協力の要請
- 6 第五条の七第一項の規定による支援法人の業務の休止又は廃止の届出の受理
- 7 第五条の九の規定による公表
- 8 第五条の十二の二第一項及び第三項の規定による請求又は通知
- 9 第五条の十三第一項の規定による管理計画の認定
- 10 第五条の十七第一項の規定による管理計画の変更の認定

二十二 マンションの再生等の円滑化に関する法律

- 1 第十一条第一項及び第三項（同条第五項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧又は意見書の処理
- 2 第二十五条第一項（第百六十三条の十九第三項及び第百七十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による理事長の氏名等の届出の受理
- 3 第三十四条第一項の規定によるマンション再生組合の定款又は事業計画の変更の認可
- 4 第三十八条第四項の規定によるマンション再生組合の解散の認可
- 5 第四十二条（第百三十八条、第百六十三条の三十一及び第百八十七条において準用する場合を含む。）の規定による決算報告書の承認
- 6 第五十条第一項の規定による規程若しくは規約又は事業計画の変更の認可
- 7 第五十一条第三項後段及び第六項の規定による施行者の変動に係る規約の認可又は届出の受理
- 8 第五十三条第一項の規定による審査委員の選任の承認
- 9 第五十四条第一項の規定によるマンション再生事業の廃止又は終了の認可
- 10 第六十六条において準用する第五十七条第一項後段の規定による権利変換計画の変更の認可
- 11 第九十八条第五項から第七項までの規定によるマンション再生組合の総会等の招集、解任の投票の実施又は議決等の取消し
- 12 第百一条の規定による技術的援助又は協力の要請
- 13 第百四条第一項の規定による除却等計画の認定
- 14 第百八条の規定による報告の徴収、勧告又は公表
- 15 第百十八条第二項（第百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による協議
- 16 第百三十四条第一項の規定によるマンション等売却組合の定款又は資金計画の変更の認可
- 17 第百三十七条第四項の規定によるマンション等売却組合の解散の認可
- 18 第百四十五条において準用する第百四十一条第一項後段の規定による分配金取得計画の変更の認可
- 19 第百六十一条第五項から第七項までの規定によるマンション等売却組合の総会等の招集、解任の投票の実施又は議決等の取消し
- 20 第百六十三条の規定による技術的援助又は協力の要請
- 21 第百六十三条の十一第二項（第百六十三条の二十七第二項において準用する場合を含む。）の規定による協議
- 22 第百六十三条の二十七第一項の規定によるマンション除却組合の定款又は資金計画の変更の認可
- 23 第百六十三条の三十第四項の規定によるマンション除却組合の解散の認可

- 24 第百六十二条の三十八において準用する第百六十二条の三十四第一項後段の規定による補償金支払計画の変更の認可
- 25 第百六十二条の五十二第五項から第七項までの規定によるマンション除却組合の総会等の招集、解任の投票の実施又は議決等の取消し
- 26 第百六十二条の五十五の規定による技術的援助又は協力の要請
- 27 第百六十二条の五十六第二項の規定による除却等の必要性に係る認定
- 28 第百六十二条の五十八の規定による指導等、指示又は公表
- 29 第百六十二条の五十九第一項の規定による容積率等の特例の許可
- 30 第七十条第一項及び第三項の規定による事業計画の縦覧又は意見書の処理
- 31 第八十二条第一項の規定による敷地分割組合の定款又は事業計画の変更の認可
- 32 第八十六条第四項の規定による敷地分割組合の解散の認可
- 33 第九十七条において準用する第九十条第一項後段の規定による敷地権利変換計画の変更の認可
- 34 第一百零四条第五項から第七項までの規定による敷地分割組合の総会等の招集、解任の投票の実施又は議決等の取消し
- 35 第一百零六条の規定による技術的援助又は協力の要請

別表第 1 第 2 号の表建築住宅課長専決事項の欄第 23 号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に改める。

別表第 2 各出先機関の長共通の項第 4 号 4 中「承認」の下に「及び同条第二項の部分休業簿の受理」を加え、同表保健所長の項第 1 号 10 中「診療所又は助産所の」を削り、「命令」の下に「(病院に係るものを除く。)」を加え、同項第 7 号中 7 を 8 とし、2 から 6 までを 3 から 7 までとし、1 を 2 とし、その前に次のように加える。

- 1 第 117 条第一項及び第二項の規定による精神保健指定医に対する診察命令別記様式第 29 号の 3 を削る。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

石川県訓令第 7 号の公表公告

石川県公告式条例（昭和 25 年石川県条例第 32 号）第 4 条第 2 項において準用する同条例第 2 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部人事・組織経営課の執務室前に掲示して公表した。

令和 8 年 4 月 17 日

石川県知事 山 野 之 義

石川県訓令第 7 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

副知事の担任事項に関する規程（令和 4 年石川県訓令第 15 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

石川県知事 山 野 之 義

第 1 条第 1 号イ中「危機管理」を「危機対応」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

- ウ 危機管理部に関する事項

第 1 条第 2 号中「副知事徳田博」を「副知事酒井雅洋」に改め、同号中ウ及びエを削り、オをウとし、カからクまでをエからカまでとし、同号ケ中「(教育委員会を除く。)」を削り、同号中ケをキとし、コをクとし、同条第 3 号中カを削り、オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、同号アの次に次のように加える。

- イ 企画振興部に関する事項

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。